

中央調達に係る原価監査事務に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

防衛庁長官 齊藤 斗志二

## 中央調達に係る原価監査事務に関する訓令

改正 平成13年3月23日庁訓第22号

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 要原価監査契約（第4条—第9条）

第3章 原価監査の実施等（第10条—第19条）

第4章 原価監査の報告及び審査（第20条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、中央調達（防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第10条第6号に規定する装備品等及び役務（以下「装備品等」という。）の調達をいう。）に関する契約に係る原価監査に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支出負担行為担当官 装備品等の調達に関する契約を行う支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。）及び分任支出負担行為担当官（会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。）をいう。
- (2) 支部 契約本部の支部をいう。
- (3) 支部長 契約本部の支部長をいう。
- (4) 契約管理事務所 契約本部の契約管理事務所をいう。
- (5) 契約管理事務所長 契約本部の契約管理事務所長をいう。
- (6) 支部等 支部及び契約管理事務所をいう。
- (7) 支部長等 支部長及び契約管理事務所長をいう。

（支出負担行為担当官の補助者の指名）

第3条 管理局長は、原価監査の事務について支出負担行為担当官の補助者（予算執

行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を処理することを命ぜられた職員をいう。次項において同じ。）となるべき者を、管理局原価計算部に所属する職員のうちから指名し、支出負担行為担当官に通知するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を受けた者を補助者として任命するものとする。

## 第2章 要原価監査契約

### （契約締結の通知）

第4条 契約本部長は、原価監査を行う必要がある契約（以下「要原価監査契約」という。）が締結された場合には、契約書の副本を添えて、速やかにその旨を管理局長に通知するものとする。要原価監査契約の内容の変更があったときも、同様とする。

### （要原価監査契約の内容の確認等）

第5条 管理局長は、前条の通知を受けた場合には、速やかに原価監査の実施について必要な事項の確認を行うとともに、必要に応じ、契約本部長と調整を行うものとする。

### （原価監査実施要領の作成）

第6条 管理局長は、前条の規定により原価監査の実施について必要な事項の確認を終えた場合には、契約毎に、原価監査の範囲、原価監査の期間その他必要な事項を記載した原価監査実施要領を速やかに作成するものとする。

### （原価監査の通知）

第7条 管理局長は、前条の規定により原価監査実施要領を作成した場合には、原価監査を行う契約、原価監査の担当区分その他必要な事項を記載した原価監査担当区分通知書（次条において「担当区分通知書」という。）を作成し、契約書の副本、原価監査実施要領その他必要な書類（以下「契約書の副本等」という。）を添えて、速やかにこれを支部長等に送付するものとする。

### （原価監査の命令）

第8条 支部長等は、前条の規定により担当区分通知書の送付を受けた場合には、速やかに当該担当区分通知書に基づき、当該支部等に所属する原価監査官（契約本部の内部組織等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第6号）第18条第1項及び第25条第1項に規定する原価監査官をいう。以下この条及び第10条において同じ。）に原価監査を命ずるため、原価監査を行う契約、原価監査の範囲その他必要な事項を記載した原価監査指令書を作成し、原価監査指令書に同条の規定により送付を受けた契約書の副本等を添えて、これを当該原価監査官に交付することにより原価監査を命ずるものとする。

- 2 契約管理事務所長は、前項の規定により命令を行った場合には、当該契約管理事

務所が置かれている支部の支部長に、原価監査指令書の写しを送付するものとする。

- 3 前2項の規定は、第1項の規定により原価監査官に原価監査を命じた後に原価監査指令書の変更を行う場合について準用する。

(原価監査の特例)

第9条 管理局長は、原価監査を実施するに当たり、管理局原価計算部において原価監査を行うことが適当と認める場合には、管理局原価計算部に所属する職員（以下この条及び第10条において「職員」という。）に原価監査を命ずるため、原価監査を行う契約、原価監査の範囲その他必要な事項を記載した原価監査指令書を速やかに作成し、契約書の副本等を添えて、これを職員に交付することにより原価監査の命令を行うものとする。

- 2 前項の規定は、同項の規定により職員に原価監査を命じた後に原価監査指令書の変更を行う場合について準用する。

### 第3章 原価監査の実施等

(原価監査計画書の作成)

第10条 第8条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により原価監査の命令を受けた原価監査官（以下「命令を受けた原価監査官」という。）及び第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により原価監査の命令を受けた職員（以下「命令を受けた職員」という。）は、原価監査を計画的、能率的に行うため、原価監査の日程、原価監査の実施において考慮すべき事項その他必要な事項を記載した原価監査計画書を作成し、命令を受けた原価監査官にあっては支部長等の、命令を受けた職員にあっては管理局長の承認を受けるものとする。

- 2 命令を受けた原価監査官及び命令を受けた職員（以下「原価監査官等」という。）は、契約相手方の都合により原価監査計画書を恣更する必要があるときは、速やかにこれを変更するものとする。

- 3 第1項の規定は、前項の規定により原価監査計画書を変更する場合について準用する。

(原価監査の実施)

第11条 原価監査官等は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、原価監査計画書について支部長等又は管理局長の承認を受けた場合には、当該原価監査計画書に基づき、原価監査を実施するものとする。

(管轄区域外における原価監査の実施)

第12条 支部長等は、原価監査の対象である契約相手方の事務所、工場等が他の支部等の管轄区域である場合には、契約書の副本等を添えて、当該管轄区域を管轄する支部長等（次項及び第20条第2項において「他の支部長等」という。）に文書をもつ

て当該管轄区域における原価監査の実施を求めるものとする。ただし、契約管理事務所長に原価監査の実施を求める場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長に当該文書の写しを送付するものとする。

- 2 第8条、第10条及び第11条の規定は、他の支部長等が前項の規定により求めを受けた場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条の規定により担当区分通知書の送付を受けた場合には、速やかに当該担当区分通知書に基づき」とあるのは、「第12条第1項の規定により求めを受けた場合には、速やかに当該求めに基づき」と読み替えるものとする。

(原価監査実施の特例)

**第13条** 原価監査官等は、超過利益返納条項付契約（契約相手方に支払われる代金の金額を契約金額をもって確定している契約であって、契約相手方に超過利益（契約金額から、契約の履行の終了までの実績に基づきあらかじめ契約で定める基準に従って確定した金額を控除した結果生じる金額をいう。）を返納させることとしている契約をいう。）について、原価監査の実施の過程において契約相手方が提出した資料に基づき容認した実績原価から超過利益がないと認められるときは、原価監査を打ち切ることができる。

(原価監査実施における疑義)

**第14条** 命令を受けた原価監査官は、原価監査の実施に当たり、契約条項等、仕様書（装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書（役務契約にあっては役務の内容を示す文書）をいう。）、仕様書を補足する細部資料に定める事項（第16条第1項において「契約条項等に定める事項等」という。）について疑義が生じた場合には、支部長等に当該疑義に関する指示を求めるものとする。

- 2 支部長等は、前項の規定により求めを受けた場合には、内容を検討し、必要があると認めるときは、当該疑義に関する指示を求める文書を管理局長に送付するものとする。この場合において、契約管理事務所長は、管理局長に送付した文書の写しを当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長に送付するものとする。
- 3 管理局長は、前項の規定により疑義に関する指示を求める文書の送付を受けた場合には、当該文書を契約本部長に送付するものとする。
- 4 契約本部長は、前項の規定により疑義に関する指示を求める文書の送付を受けた場合には、当該疑義に関する指示を記載した指示書を作成し、管理局長に送付するものとする。
- 5 管理局長は、前項の規定により指示書の送付を受けた場合には、当該指示書を支部長等に送付するものとする。
- 6 支部長等は、前項の規定により指示書の送付を受けた場合には、当該指示書を命令を受けた原価監査官に交付するものとする。この場合において、契約管理事務所

長は、命令を受けた原価監査官に交付した指示書の写しを当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長に送付するものとする。

**第15条** 命令を受けた原価監査官は、原価監査の実施に当たり、原価監査実施要領に定める事項について疑義が生じた場合には、支部長等に当該疑義に関する指示を求めるものとする。

- 2 支部長等は、前項の規定により求めを受けた場合には、内容を検討し、必要があると認めるときは、当該疑義に関する指示を求める文書を管理局長に送付するものとする。この場合において、契約管理事務所長は、管理局長に送付した文書の写しを当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長に送付するものとする。
- 3 管理局長は、前項の規定により疑義に関する指示を求める文書の送付を受けた場合には、当該疑義に関する指示を記載した指示書を作成するものとする。
- 4 管理局長は、前項の規定により指示書を作成した場合には、当該指示書を支部長等に送付するものとする。
- 5 支部長等は、前項の規定により指示書の送付を受けた場合には、当該指示書を命令を受けた原価監査官に交付するものとする。この場合において、契約管理事務所長は、命令を受けた原価監査官に交付した指示書の写しを当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長に送付するものとする。

**第16条** 命令を受けた職員は、原価監査の実施に当たり、契約条項等に定める事項等及び原価監査実施要領に定める事項について疑義が生じた場合には、当該疑義に関する指示を求める文書を管理局長に提出するものとする。

- 2 第14条第3項、第4項及び第5項並びに前条第3項及び第4項の規定は、管理局長が前項の提出を受けた場合について準用する。この場合において、第14条第3項中「前項」とあるのは「第16条第1項」と、「文書の送付」とあるのは「文書の提出」と、同条第5項中「支部長等に送付」とあるのは「命令を受けた職員に交付」と、前条第3項中「前項」とあるのは「第16条第1項」と、「文書の送付」とあるのは「文書の提出」と、同条第4項中「支部長等に送付」とあるのは「命令を受けた職員に交付」と読み替えるものとする。

(契約変更を必要とする場合の通知)

**第17条** 管理局長は、原価監査の実施に当たり、契約を変更する必要があると認める場合には、変更を必要とする事項及びその理由を契約本部長に通知するものとする。

- 2 契約本部長は、契約が変更された場合にあってはその変更された内容を、契約が変更されなかった場合にあってはその旨を管理局長に通知するものとする。

(原価監査実施不能の場合の処置)

**第18条** 原価監査官等は、契約相手方の拒否その他の理由により原価監査の全部又は一部を実施できない場合には、その旨を管理局長に報告するものとする。ただし、支部に所属する原価監査官等にあっては支部長を、契約管理事務所に所属する原価

監査官等にあつては契約管理事務所長を経て管理局長に報告するものとする。

- 2 契約管理事務所長は、前項ただし書の規定により報告を行った場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長にその旨を報告するものとする。
- 3 管理局長は、第1項の規定により報告を受けた場合には、その旨を契約本部長に通知するものとする。
- 4 契約本部長は、前項の規定により通知を受けた場合には、対応方針について管理局長と協議するものとする。
- 5 契約本部長は、対応方針が決定された場合には、当該対応方針を管理局長に通知するものとする。
- 6 管理局長は、前項の規定により通知を受けた場合には、当該通知を受けた対応方針を原価監査官等に通知するものとする。ただし、支部に所属する原価監査官等に通知する場合にあつては支部長を、契約管理事務所に所属する原価監査官等に通知する場合にあつては契約管理事務所長を経て原価監査官等に通知するものとする。
- 7 契約管理事務所長は、前項ただし書の規定により通知した場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長にその旨を報告するものとする。

(紛争の通知)

- 第19条 前条に規定する場合のほか、管理局長は、原価監査の実施に当たり、契約相手方と紛争を生じた場合には、紛争を生じた契約、紛争を生じた事項、紛争の原因その他必要な事項を記載した紛争発生通知書を作成し、速やかにこれを契約本部長に送付するものとする。
- 2 契約本部長は、前項の紛争を生じた契約について、契約相手方との覚書又は合意書が作成された場合には、これを管理局長に送付するものとする。

#### 第4章 原価監査の報告及び審査

(原価監査報告書の作成等)

- 第20条 原価監査官等は、原価監査を終了した場合又は第13条の規定により原価監査を打ち切った場合には、原価監査を行った契約、原価監査の結果その他必要な事項を記載した原価監査報告書を作成し、必要な書類を添付の上、命令を受けた原価監査官にあつては支部長等に、命令を受けた職員にあつては管理局長にそれぞれ提出するものとする。
- 2 支部長等は、前項の原価監査報告書の提出を受けた場合には、当該原価監査報告書の内容を確認し、管理局長に送付するものとする。ただし、第12条第1項の規定により求めを受けた他の支部長等が行った原価監査に係る原価監査報告書については、当該他の支部長等は原価監査の実施を求めた支部長等にこれを送付するものとし、当該実施を求めた支部長等は、その内容を確認の上、これを管理局長に送付するものとする。
  - 3 契約管理事務所長は、前項の規定により管理局長に原価監査報告書を送付した場

合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長にその旨を報告するものとする。

(原価監査報告書の審査)

第21条 管理局長は、前条の規定により原価監査報告書の提出又は送付を受けた場合には、その内容について審査するものとする。

(保留事項等の処置)

第22条 管理局長は、原価監査報告書に保留事項等があり、必要があると認める場合には、契約本部長と協議の上、適切な処置をとるものとする。

## 第5章 雑則

(原価監査に関する協力)

第23条 管理局長及び契約本部長は、原価監査に関する事務の円滑な遂行を図るため、相互に協力を行うものとする。

(往復文書に関する措置)

第24条 管理局及び契約本部においては、防衛庁文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号）の規定にかかわらず、原価監査事務の促進を図るため、この訓令に規定する文書の発簡形式、決裁区分等を簡素化するための措置を講ずることができる。

(委任規定)

第25条 この訓令の実施に関し必要な事項は、管理局長及び契約本部長が協議の上、それぞれその所掌について定めるものとする。

2 管理局長及び契約本部長は、前項の定めをした場合には、速やかに、これを長官に報告しなければならない。

## 附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日庁訓第22号）（抄）

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

